

## 行政常任委員会報告事項

令和7年11月27日  
委員会室

### 1 消防本部

- (1) 夕張市火災予防条例の一部改正について

### 2 地域振興課

- (1) 夕張まちづくり寄附条例の一部改正について
- (2) 夕張市公設地方卸売市場条例の一部改正について

### 3 上下水道課

- (1) 夕張市水道事業給水条例の一部改正について

### 4 保健福祉課

- (1) 夕張市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

### 5 総務企画課

- (1) 夕張市職員給与条例の一部改正について
- (2) 夕張市特別職給与条例の一部改正について
- (3) 夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

### 6 財政課

- (1) 夕張市財政再生計画の変更について
- (2) 令和7年度補正予算について(補正予算調書)

### 7 選挙管理委員会

- (1) 夕張市議会議員及び夕張市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

## 行政常任委員会報告事項

令和7年11月27日  
消防本部

- 1 夕張市火災予防条例の一部改正について（資料1、2）

## 夕張市火災予防条例の一部改正について

### 1 改正理由

本年 2 月 26 日に発生した大船渡市林野火災を受けて、総務省消防庁において林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとの報告を踏まえ、火災予防条例準則が改められたことに伴い、これに準じて所要の改正をするもの。

### 2 改正内容

新旧対照表のとおり

### 3 施行日

令和 8 年 1 月 1 日

## 夕張市火災予防条例新旧対照表

## 新

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第30条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙しないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙しないこと。
- (6) 残火（たばこの吸がらを含む。）取灰又は火粉を始末すること。

[削る]

## 旧

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第30条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙しないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙しないこと。
- (6) 残火（たばこの吸がらを含む。）取灰又は火粉を始末すること。
- (7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

### 第3章の3 林野火災の予防

#### (林野火災に関する注意報)

第30条の10 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第30条の各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第30条の11 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第30条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

[新設]

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第51条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ住所、氏名(法人にあっては所在地及び名称)その他必要事項を消防長に届出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)
- (2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- (6) 煙突の取付又は掃除を業とする者
- (7) 液体燃料を使用する燃焼機器の分解掃除及び整備を業とする者
- (8) 消防用設備等(令第7条に規定する簡易消火用具、非常警報器具、誘導標識、消防用水及び排煙設備を除く。)及び住宅用防災警報器等の工事、整備、販売  
又は点検を業とする者。ただし、当該業を行うための事務所又は店舗等を区域内に設置する者に限る。
- (9) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第51条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ住所、氏名(法人にあっては所在地及び名称)その他必要事項を消防長に届出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- (2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- (6) 煙突の取付又は掃除を業とする者
- (7) 液体燃料を使用する燃焼機器の分解掃除及び整備を業とする者
- (8) 消防用設備等(令第7条に規定する簡易消火用具、非常警報器具、誘導標識、消防用水及び排煙設備を除く。)及び住宅用防災警報器等の工事、整備、販売  
又は点検を業とする者。ただし、当該業を行うための事務所又は店舗等を区域内に設置する者に限る。
- (9) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

[新設]

# 行政常任委員会報告事項

令和7年11月27日  
地域振興課

- 1 夕張まちづくり寄附条例の一部改正について【資料1】
- 2 夕張市公設地方卸売市場条例の一部改正について【資料2】

## 夕張まちづくり寄附条例の一部改正について

### 1 改正理由

夕張まちづくり寄附条例は、夕張市のまちづくりに共感して全国の皆様から寄せられた寄附金を今後の地域振興に役立てていきたいという思いから、平成 19 年 2 月に住民の直接請求により誕生した条例。

現在、夕張まちづくり寄附条例によりいただいた寄附金は、幸福の黄色いハンカチ基金に積み立て、寄附者の指定した事業の財源として取り崩しを行い充当しているところ。

しかしながら、寄附者の指定できる事業として条例第 2 条第 2 項第 5 号（映画ロケセット施設の保全に関する事業）及び第 6 号（市民による映画祭の開催に関する事業）について、基金の取り崩しをした事業を近年は実施していない（最後の取り崩しは第 5 号及び第 6 号ともに平成 30 年度）。特に、第 6 号については、市が映画祭を主催するなどの将来的な事業実施の見込みもない。

市として、これ以上の第 5 号及び第 6 号を指定した寄附を受け付けないようにすることに加え、既に積み立てられている基金について対応するため、所要の改正を行うもの。

### 2 改正内容

新旧対照表のとおり

### 3 施行日

公布日

○夕張まちづくり寄附条例（平成19年条例第5号）新旧対照表

現行	改正案
<p>○夕張まちづくり寄附条例</p> <p>平成19年2月28日 条例第5号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、夕張市のまちづくりに応援をいただける人々から広く寄付金を募り、その寄付金を財源として、夕張市が住民自治を維持し、また、活力ある地域社会の実現に資する事業の実施及び貴重な地域資源や文化の保全・継承を図ることによる、夕張市民が希望を有しながら健康で文化的な生活を保持することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 寄付者の夕張市に対する応援の想いを具体化するため、市長は、寄付金を財源として地域再生及び住民福祉の増進に必要な事業を行うものとする。</p> <p>2 前項の場合において、寄付者は、自らの寄付金を財源に充て実施すべき事業として、次の各号のいずれかをあらかじめ指定できるものとする。</p> <p>(1) 高齢者や障がい者等の生活支援活動、住民の健康保持等に関する活動及び住民自治活動の維持に関する事業</p> <p>(2) 子どもたちの健全な育成に関する事業</p> <p>(3) 市民の文化・スポーツ活動の推進に関する事業</p> <p>(4) 歴史的に貴重な炭鉱遺産の伝承及び保全に関する事業</p> <p>(5) 映画ロケセット施設の保全に関する事業</p> <p>(6) 市民による映画祭の開催に関する事業</p> <p>(基金の設置)</p> <p>第3条 前条に規定する事業に充てるために寄付者から收受した寄付金を適正に管理運用するため、幸福の黄色いハンカチ基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(寄付者への配慮)</p>	<p>○夕張まちづくり寄附条例</p> <p>平成19年2月28日 条例第5号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、夕張市のまちづくりに応援をいただける人々から広く<u>寄附金</u>を募り、その<u>寄附金</u>を財源として、夕張市が住民自治を維持し、また、活力ある地域社会の実現に資する事業の実施及び貴重な地域資源や文化の保全・継承を図ることによる、夕張市民が希望を有しながら健康で文化的な生活を保持することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 <u>寄附者</u>の夕張市に対する応援の想いを具体化するため、市長は、<u>寄附金</u>を財源として<u>地域振興</u>及び住民福祉の増進に必要な事業を行うものとする。</p> <p>2 前項の場合において、<u>寄附者</u>は、自らの<u>寄附金</u>を財源に充て実施すべき事業として、次の各号のいずれかをあらかじめ指定できるものとする。</p> <p>(1) 高齢者や障がい者等の生活支援活動、住民の健康保持等に関する活動及び住民自治活動の維持に関する事業</p> <p>(2) 子どもたちの健全な育成に関する事業</p> <p>(3) 市民の文化・スポーツ活動の推進に関する事業</p> <p>(4) 歴史的に貴重な炭鉱遺産の伝承及び保全に関する事業</p> <p><u>(5) 映画ロケセット施設の保全に関する事業</u></p> <p><u>(6) 市民による映画祭の開催に関する事業</u></p> <p><u>(基金の設置)</u></p> <p>第3条 前条に規定する事業に充てるために<u>寄附者</u>から收受した<u>寄附金</u>を適正に管理運用するため、幸福の黄色いハンカチ基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p><u>(寄付者への配慮)</u></p>

現行	改正案
<p>第4条 市長は、基金の積み立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。</p> <p>(基金への積み立て)</p> <p>第5条 基金として積み立てる額は、第2条の規定により寄附された寄付金の額とする。</p> <p>(基金の管理)</p> <p>第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>(基金の収益処理)</p> <p>第7条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</p> <p>(基金の処分)</p> <p>第8条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条の規定に基づく場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。ただし、寄付者が特に認めた費用に充てる場合については、同条の規定によることなく処分することができるものとする。</p> <p>(資金の助成)</p> <p>第9条 市長は、前条の規定に基づき処分された基金の額のうち、第2条に規定する事業を行う市民団体に対して助成を行うことができる。</p> <p>(使途選定委員会の設置)</p> <p>第10条 市長は、使途選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、第8条の処分を行う場合、委員会の意見を徴した上で決定するものとする。</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p>第11条 市長は、毎年度の終了後3ヶ月以内にこの条例の運用状況について、議会に報告するとともに、寄付者及び市民に公表しなければいけない。</p> <p>(委任)</p>	<p>第4条 市長は、基金の積み立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、<u>寄付者</u>の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。</p> <p>(基金への積み立て)</p> <p>第5条 基金として積み立てる額は、第2条の規定により寄附された<u>寄付金</u>の額とする。</p> <p>(基金の管理)</p> <p>第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>(基金の収益処理)</p> <p>第7条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</p> <p>(基金の処分)</p> <p>第8条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条の規定に基づく場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。ただし、<u>寄付者</u>が特に認めた費用に充てる場合については、同条の規定によることなく処分することができるものとする。</p> <p>(資金の助成)</p> <p>第9条 市長は、前条の規定に基づき処分された基金の額のうち、第2条に規定する事業を行う市民団体に対して助成を行うことができる。</p> <p>(使途選定委員会の設置)</p> <p>第10条 市長は、使途選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、第8条の処分を行う場合、委員会の意見を徴した上で決定するものとする。</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p>第11条 市長は、毎年度の終了後3ヶ月以内にこの条例の運用状況について、議会に報告するとともに、<u>寄付者</u>及び市民に公表しなければいけない。</p> <p>(委任)</p>

現行	改正案
<p>第12条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関する必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成20年4月23日条例第10号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成20年7月25日条例第22号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、改正前の夕張まちづくり寄附条例第2条第7号に規定する事業に充てることを目的として基金に積み立てられた寄付金については、改正後の夕張まちづくり寄附条例第2条第1項の規定に基づき積み立てられた寄付金とみなす。</p>	<p>第12条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関する必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成20年4月23日条例第10号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成20年7月25日条例第22号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、改正前の夕張まちづくり寄附条例第2条第7号に規定する事業に充てることを目的として基金に積み立てられた寄付金については、改正後の夕張まちづくり寄附条例第2条第1項の規定に基づき積み立てられた寄付金とみなす。</p> <p><u>附 則 (令和7年12月 日条例第 号)</u>  <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例施行の際、既にこの条例による改正前の夕張まちづくり寄附条例第2条第2項第5号及び第6号に規定する事業に充てることを目的として基金に積み立てられた寄付金については、この条例による改正後の夕張まちづくり寄附条例第2条の規定に基づき積み立てられた寄付金とみなす。</u></p>

## 夕張市公設地方卸売市場条例の一部改正について

### 1 改正理由

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部改正に伴い、地方卸売市場においても指定飲食料品等の公表が求められるため、所要の改正を行うもの。

### 2 改正内容

新旧対照表のとおり

### 3 施行日

令和8年4月1日

○夕張市公設地方卸売市場条例（昭和 48 年 10 月 1 日条例第 26 号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(取扱品目)</p> <p>第5条 市場の取扱品目は、次に掲げる部類ごとに定める生鮮食料品等とする。</p> <p>青果部 野菜、果実及びその加工品</p> <p>水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに鳥卵その他の食料品等</p>	<p>(取扱品目)</p> <p>第5条 市場の取扱品目は、次に掲げる部類ごとに定める生鮮食料品等とする。</p> <p>青果部 野菜、果実及びその加工品</p> <p>水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに鳥卵その他の食料品等</p> <p><u>2 市長は、前項の取扱品目のうち、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 42 条第 1 項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、市場内の見やすい場所に掲示する等の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。</u></p>

# 行政常任委員会報告事項

令和 7 年 11 月 27 日

上 下 水 道 課

## 夕張市水道事業給水条例の一部改正について

### 1 改正理由

令和 6 年に発生した能登半島地震では、多くの家屋で宅内配管が破損したが、配管工事を担う地元業者が少なかったことや業者自身も被災したことに加え、様々な工事需要が集中したこと等により、業者の確保が困難な状況となり、復旧が長期化することとなった。

上記に対応するため、国土交通省からの地方自治法に基づく技術的助言の通知により、復旧に対応する業者の確保が必要となることから、本市においても他の市町村長が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とするよう条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

第 7 条第 1 項中「管理者が」の次に「水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 1 項の」を加え、「指定した」を「指定をした」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 7 条の 2 第 3 項中「水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

※別紙「新旧比較表」のとおり

### 3 施行日

公布の日から施行。

夕張市水道事業給水条例（昭和36年条例第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（工事の施行）</p> <p>第7条 給水装置の新設、増設、変更、修繕又は撤去の設計及び工事は、管理者又は管理者が_____指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行することができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>（工事の施行）</p> <p>第7条 給水装置の新設、増設、変更、修繕又は撤去の設計及び工事は、管理者又は管理者が<u>水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者</u>（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行することができる。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>2～4 （略）</p> <p>（給水管及び給水用具の指定）</p> <p>第7条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定による指定の権限は、<u>水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたもの</u>と解釈してはならない。</p>	<p>2～4 （略）</p> <p>（給水管及び給水用具の指定）</p> <p>第7条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定による指定の権限は、<u>法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたもの</u>と解釈してはならない。</p>

## 行政常任委員会報告事項

令和7年1月27日  
保健福祉課

1. 夕張市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について … 資料1

# 夕張市新型インフルエンザ等 対策行動計画の改定について

夕張市保健福祉課  
令和7年11月

# 新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## 行動計画とは

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、新型インフル等による感染症危機に備え、国・都道府県・市町村それぞれにおいて、平時の準備や感染症発生時の対策の選択肢を示すもの。
- 市町村は、都道府県行動計画を踏まえ、市町村行動計画を策定。（特措法第8条第1項）

## 主な経過

	国	道	市町村
H15～		新型インフル（H5N1）が流行	
H17	H5N1対応の経験を踏まえ、 政府行動計画を策定	H17 政府行動計画策定を踏まえ、 道行動計画を策定	H18 以降 任意で計画・マニュアルを 策定
H21～		新型インフル（H1N1）が流行	
H24	新型インフル特措法を制定	H24 特措法により、都道府県行 動計画が法的に義務付け	H24 特措法により、市町村行動 計画が法的に義務付け
H25	H1N1対応の経験を踏まえ、 政府行動計画を改定	H25. 10 政府行動計画改定を踏ま え、道行動計画を改定	H27. 1 道行動計画を踏まえ、 夕張市行動計画を策定
R2～		新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が流行	
R6. 7	新型コロナ対応を踏まえ、 政府行動計画を改定	R7. 3 政府行動計画改定を踏ま え、道行動計画を改定	R7. 12 (予定) 道行動計画改定を踏まえ、 夕張市行動計画を改定

新型コロナウイルス感染症対策の経験・課題を踏まえ、新型コロナ・インフル以外の呼吸器感染症による危機にも対応できる社会を目指し、主に次のポイントを改定

## 平時の準備

感染症危機に対する情報提供、国・道・関係機関との連携体制の構築、個人防護具等の備蓄やワクチン接種体制の整備など、平時からの取組を充実

## 時期の区分

感染症発生の段階から対策の段階へ、時期の区分を再設定

- ① 未発生期
- ② 海外発生期
- ③ 国内発生早期
- ④ 国内感染期
- ⑤ 小康期



- ① **準備期**
- ② **初動期**
- ③ **対応期**

## 対策項目

新型コロナ対応で課題となった項目を中心に独立させ、対策項目の内容を充実

- ① 実施体制
- ② 情報収集
- ③ 情報提供・共有
- ④ 予防・まん延防止
- ⑤ 医療等
- ⑥ 市民生活・地域経済の安定の確保



- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、**リスクコミュニケーション**
- ③ まん延防止
- ④ **ワクチン**
- ⑤ **保健**
- ⑥ **物資**
- ⑦ 市民の生活及び地域経済の安定の確保

# 夕張市新型インフルエンザ等対策行動計画 対策の概要

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>有事の際に機能する実践的な訓練の実施、体制整備・強化</li> <li>国、道等との平時からの情報共有、連携体制構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市対策本部の設置を検討し、対策に係る措置を準備</li> <li>機動的かつ効果的な対策を実施するための予算の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて道等に対し職員の派遣や応援を要請</li> <li>緊急事態宣言がなされた際の市内の措置に対する総合調整</li> </ul>
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が感染症危機に対する理解を深められるよう情報提供・共有</li> <li>可能な限り双方向のリスクコミュニケーションが図れるよう体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備期の体制を強化し、市民に対して必要な情報を提供・共有</li> <li>国の要請を受けて、コールセンター等設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備期の体制を強化し、市民に対して必要な情報を提供・共有</li> <li>国の要請を受けて、コールセンター等を継続</li> </ul>
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>手洗い、マスクの着用等の対応について、平時からの理解を促進</li> <li>集団発生時等に迅速な対応が行えるよう、平時から道等と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国からの要請を受けて業務継続計画に基づく対応を準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出自粛や事業者等への感染症対策要請などの道のまん延防止措置に協力</li> </ul>
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>接種対象者の把握、接種に必要な人員、資材等を確認し、接種体制を準備</li> <li>被接種者等が持つ疑問や不安について情報収集し、市民へ提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者の確保など、準備した接種体制を構築</li> <li>必要に応じて全庁的な実施体制の確保や委託による業務負担軽減策を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初動期に構築した接種体制に基づき迅速に接種</li> <li>接種の目的、ワクチンの安全性、接種の時期などを分かりやすく市民へ提供</li> </ul>
⑤保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>平時から保健所と連携を図り、感染症危機に備える体制を構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道の要請を受けて必要な協力をを行い、感染症危機に備える体制を構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道の要請を受けて健康観察や生活支援など、必要な協力をを行う</li> <li>道と連携し、感染症対策や支援策を分かりやすい内容や方法で周知</li> </ul>
⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策の実施に必要な物資等を備蓄するとともに定期的に確認</li> <li>救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具を備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策の実施に必要な物資等の備蓄を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初動期に引き続き、感染症対策の実施に必要な物資等の備蓄を確認</li> </ul>
⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や道と連携し、支援手続きについて適切な仕組みを整備</li> <li>事業者や市民に対し、必要な物資等の備蓄を勧奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者への感染拡大防止対策の要請などの道の取組に協力</li> <li>消費者等への物資等の安定供給に関する呼びかけなどの道の取組に協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まん延防止措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策を実施</li> <li>国や道と連携し、物資等の高騰等に對して適切な措置を実施</li> </ul>

## 行政常任委員会報告事項

令和 7 年 11 月 27 日  
総務企画課

- 1 夕張市職員給与条例の一部改正について 【資料 1】
- 2 夕張市特別職給与条例の一部改正について 【資料 2】
- 3 夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について 【資料 3】

## 1 夕張市職員給与条例の一部改正について

### (1) 条例改正の趣旨

令和7年人事院勧告に基づく国家公務員給与法改正に伴い、本市職員給与についても所要の改正を行うもの。

### (2) 令和7年人事院勧告（給与勧告）の主な内容

#### ア 月例給

採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても昨年を大幅に上回る水準で俸給表を改定する。

#### イ 期末・勤勉手当

民間の支給状況に見合うよう引上げる。

4.60 力月分 → 4.65 力月分 (+0.05 月分)

※期末手当、勤勉手当をそれぞれ 0.025 か月分引き上げる。

#### ウ 通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ引上げる。

### (3) 改正の内容

#### ア 月例給

人事院勧告による国家公務員行政職俸給表(一)の改定に基づき、職員給料表の改定を行う。【適用時期】令和7年4月1日から

#### イ 期末・勤勉手当

		6月期		12月期	
令和7年度	期末手当	1.25月	(支給済み)	1.275月	(現行 1.25月)
	勤勉手当	1.05月	(支給済み)	1.075月	(現行 1.05月)
令和8年度	期末手当	1.2625月		1.2625月	
	勤勉手当	1.0625月		1.0625月	

【適用時期】令和7年度分は令和7年4月1日から、令和8年度分は令和8年4月1日から適用

#### ウ 通勤手当

距離区分	現行	改正（増減額）
5km未満	2,000円	2,000円（なし）
5km以上 10km未満	4,200円	4,200円（なし）
10km以上 15km未満	7,100円	7,300円 (+200円)
15km以上 20km未満	10,000円	10,400円 (+400円)
20km以上 25km未満	12,900円	13,500円 (+600円)
25km以上	15,800円	16,600円 (+800円)

【適用時期】令和7年4月支給分から

#### エ 新旧対照表

次ページのとおり

以上

夕張市職員給与条例(昭和31年条例第6号)新旧対照表 第1条関係(令和7年4月1日遡及適用分)

現行	改正後(案)
(通勤手当の月額) 第18条 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 (1) (略) (2) 前条第2号に掲げる職員(次号に掲げる職員を除く。)自動車等を使用する通勤距離(市内の区域内における距離に限る。ただし、人事交流等により、市長が特に必要があると認めるときは、 <u>この限りではない</u> )が片道5キロメートル未満については2,000円、片道5キロメートル以上10キロメートル未満については4,200円、片道10キロメートル以上15キロメートル未満については <u>7,100円</u> 、片道15キロメートル以上20キロメートル未満については <u>10,000円</u> 、片道20キロメートル以上25キロメートル未満については <u>12,900円</u> 、片道25キロメートル以上については <u>15,800円</u> とする。 (3) (略) (期末手当) 第25条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____100分の125_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」_____とする。 4・5 (略) (勤勉手当) 第25条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額(当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額)に市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に_____100分の105_____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____100分の50_____を乗じて得た額の総額 3・4 (略)	(通勤手当の月額) 第18条 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 (1) (略) (2) 前条第2号に掲げる職員(次号に掲げる職員を除く。)自動車等を使用する通勤距離(市内の区域内における距離に限る。ただし、人事交流等により、市長が特に必要があると認めるときは、 <u>この限りではない</u> )が片道5キロメートル未満については2,000円、片道5キロメートル以上10キロメートル未満については4,200円、片道10キロメートル以上15キロメートル未満については <u>7,300円</u> 、片道15キロメートル以上20キロメートル未満については <u>10,400円</u> 、片道20キロメートル以上25キロメートル未満については <u>13,500円</u> 、片道25キロメートル以上については <u>16,600円</u> とする。 (3) (略) (期末手当) 第25条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>6月に支給する場合には100分の125</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」、 <u>「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」</u> とする。 4・5 (略) (勤勉手当) 第25条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額(当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額)に市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>6月に支給する場合には100分の105</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>6月に支給する場合には100分の50</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額 3・4 (略)

夕張市職員給与条例(昭和31年条例第6号)新旧対照表 第2条関係(令和8年4月1日適用分)

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額）に市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額）に市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>

別表第1(第4条関係) 現行

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300

49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			

101		<u>301,600</u>	<u>351,500</u>			
102		<u>301,900</u>	<u>351,900</u>			
103		<u>302,200</u>	<u>352,300</u>			
104		<u>302,500</u>	<u>352,700</u>			
105		<u>302,700</u>	<u>353,200</u>			
106		<u>303,000</u>	<u>353,600</u>			
107		<u>303,300</u>	<u>353,900</u>			
108		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>			
109		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>			
110		<u>304,200</u>				
111		<u>304,600</u>				
112		<u>304,900</u>				
113		<u>305,100</u>				
114		<u>305,300</u>				
115		<u>305,600</u>				
116		<u>306,000</u>				
117		<u>306,200</u>				
118		<u>306,400</u>				
119		<u>306,700</u>				
120		<u>307,000</u>				
121		<u>307,400</u>				
122		<u>307,600</u>				
123		<u>307,900</u>				
124		<u>308,200</u>				
125		<u>308,500</u>				
定年 再任 用 短時 勤務 員		<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>		

別表第1(第4条関係) 改正後(案)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700

49	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>	<u>331,400</u>	<u>378,200</u>	<u>395,200</u>	<u>420,900</u>
50	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>	<u>332,700</u>	<u>378,900</u>	<u>395,800</u>	<u>421,200</u>
51	<u>255,300</u>	<u>289,900</u>	<u>333,900</u>	<u>379,600</u>	<u>396,400</u>	<u>421,400</u>
52	<u>255,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,100</u>	<u>380,200</u>	<u>397,100</u>	<u>421,700</u>
53	<u>256,200</u>	<u>291,100</u>	<u>336,400</u>	<u>380,600</u>	<u>397,500</u>	<u>421,900</u>
54	<u>256,600</u>	<u>291,700</u>	<u>337,400</u>	<u>381,200</u>	<u>398,100</u>	<u>422,200</u>
55	<u>256,900</u>	<u>292,300</u>	<u>338,500</u>	<u>381,800</u>	<u>398,700</u>	<u>422,500</u>
56	<u>257,200</u>	<u>293,000</u>	<u>339,600</u>	<u>382,500</u>	<u>399,200</u>	<u>422,800</u>
57	<u>257,500</u>	<u>293,600</u>	<u>340,300</u>	<u>382,800</u>	<u>399,600</u>	<u>423,000</u>
58	<u>257,800</u>	<u>294,200</u>	<u>341,200</u>	<u>383,500</u>	<u>400,200</u>	<u>423,300</u>
59	<u>258,100</u>	<u>294,800</u>	<u>341,900</u>	<u>384,200</u>	<u>400,800</u>	<u>423,600</u>
60	<u>258,400</u>	<u>295,500</u>	<u>342,700</u>	<u>384,800</u>	<u>401,300</u>	<u>423,800</u>
61	<u>258,700</u>	<u>296,100</u>	<u>343,500</u>	<u>385,100</u>	<u>401,700</u>	<u>424,000</u>
62	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>343,900</u>	<u>385,600</u>	<u>402,200</u>	<u>424,300</u>
63	<u>259,300</u>	<u>297,200</u>	<u>344,400</u>	<u>386,200</u>	<u>402,700</u>	<u>424,600</u>
64	<u>259,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,100</u>	<u>386,800</u>	<u>403,300</u>	<u>424,800</u>
65	<u>259,900</u>	<u>298,200</u>	<u>345,900</u>	<u>387,100</u>	<u>403,600</u>	<u>425,000</u>
66	<u>260,200</u>	<u>298,800</u>	<u>346,600</u>	<u>387,700</u>	<u>404,000</u>	<u>425,300</u>
67	<u>260,500</u>	<u>299,300</u>	<u>347,300</u>	<u>388,400</u>	<u>404,300</u>	<u>425,600</u>
68	<u>260,800</u>	<u>299,900</u>	<u>347,900</u>	<u>389,000</u>	<u>404,700</u>	<u>425,800</u>
69	<u>261,100</u>	<u>300,300</u>	<u>348,400</u>	<u>389,400</u>	<u>405,000</u>	<u>426,000</u>
70	<u>261,400</u>	<u>300,800</u>	<u>349,000</u>	<u>389,900</u>	<u>405,300</u>	<u>426,300</u>
71	<u>261,700</u>	<u>301,300</u>	<u>349,500</u>	<u>390,500</u>	<u>405,600</u>	<u>426,600</u>
72	<u>262,000</u>	<u>301,900</u>	<u>350,100</u>	<u>391,000</u>	<u>405,800</u>	<u>426,800</u>
73	<u>262,300</u>	<u>302,400</u>	<u>350,400</u>	<u>391,500</u>	<u>406,000</u>	<u>427,000</u>
74	<u>262,600</u>	<u>302,800</u>	<u>350,900</u>	<u>392,100</u>	<u>406,300</u>	
75	<u>262,900</u>	<u>303,100</u>	<u>351,200</u>	<u>392,500</u>	<u>406,600</u>	
76	<u>263,200</u>	<u>303,400</u>	<u>351,600</u>	<u>392,800</u>	<u>406,800</u>	
77	<u>263,500</u>	<u>303,600</u>	<u>352,000</u>	<u>393,200</u>	<u>407,000</u>	
78	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>	<u>352,500</u>	<u>393,700</u>	<u>407,300</u>	
79	<u>264,100</u>	<u>304,100</u>	<u>353,000</u>	<u>394,100</u>	<u>407,600</u>	
80	<u>264,400</u>	<u>304,400</u>	<u>353,500</u>	<u>394,500</u>	<u>407,800</u>	
81	<u>264,700</u>	<u>304,600</u>	<u>353,800</u>	<u>394,900</u>	<u>408,000</u>	
82	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>	<u>354,200</u>	<u>395,400</u>	<u>408,300</u>	
83	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>	<u>354,600</u>	<u>395,800</u>	<u>408,600</u>	
84	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>396,200</u>	<u>408,800</u>	
85	<u>265,900</u>	<u>305,600</u>	<u>355,300</u>	<u>396,500</u>	<u>409,000</u>	
86	<u>266,200</u>	<u>305,800</u>	<u>355,700</u>			
87	<u>266,500</u>	<u>306,100</u>	<u>356,100</u>			
88	<u>266,800</u>	<u>306,400</u>	<u>356,500</u>			
89	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>	<u>356,700</u>			
90	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>			
91	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>357,500</u>			
92	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>			
93	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>			
94		<u>308,000</u>	<u>358,400</u>			
95		<u>308,300</u>	<u>358,800</u>			
96		<u>308,700</u>	<u>359,100</u>			
97		<u>308,900</u>	<u>359,400</u>			
98		<u>309,200</u>	<u>359,800</u>			
99		<u>309,500</u>	<u>360,200</u>			
100		<u>309,900</u>	<u>360,600</u>			

101		<u>310,100</u>	<u>361,100</u>			
102		<u>310,400</u>	<u>361,500</u>			
103		<u>310,700</u>	<u>361,900</u>			
104		<u>311,000</u>	<u>362,300</u>			
105		<u>311,200</u>	<u>362,800</u>			
106		<u>311,500</u>	<u>363,200</u>			
107		<u>311,800</u>	<u>363,500</u>			
108		<u>312,100</u>	<u>363,800</u>			
109		<u>312,300</u>	<u>364,200</u>			
110		<u>312,600</u>				
111		<u>313,000</u>				
112		<u>313,300</u>				
113		<u>313,500</u>				
114		<u>313,700</u>				
115		<u>314,000</u>				
116		<u>314,400</u>				
117		<u>314,600</u>				
118		<u>314,800</u>				
119		<u>315,100</u>				
120		<u>315,400</u>				
121		<u>315,700</u>				
122		<u>315,900</u>				
123		<u>316,200</u>				
124		<u>316,500</u>				
125		<u>316,800</u>				
定年 再任 用 短時 勤務 員		<u>200,300</u>	<u>227,800</u>	<u>269,500</u>		

## 2 夕張市特別職給与条例の一部改正について

### (1) 条例改正の趣旨

令和7年人事院勧告に基づき改定を行う一般職員に準じ、特別職（市長・副市長）の手当を改定するため必要な改正を行うもの。なお、教育長の手当については、夕張市教育長の給与に関する条例第4条により夕張市特別職給与条例の関係規定を準用しているため条例改正は不要。

### (2) 改正の内容

#### ア 期末手当

4.60 力月分 → 4.65 力月分 (+0.05 月分)

		6月期		12月期	
令和7年度	期末手当	2.30月	(支給済み)	2.35月	(現行 2.30月)
令和8年度	期末手当	2.325月		2.325月	

【適用時期】令和7年度分は令和7年4月1日から、令和8年度分は令和8年4月1日から適用

#### イ 新旧対照表

次ページのとおり

以上

夕張市特別職給与条例(昭和31年条例第7号)新旧対照表 ※第1条関係(令和7年4月1日遡及適用分)

現行	改正後(案)
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に_____</p> <p>_____100分の230_____</p> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>6月に支給する場合には</u>100分の230、<u>12月に支給する場合には</u>100分の235を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

夕張市特別職給与条例(昭和31年条例第7号)新旧対照表 ※第2条関係(令和8年4月1日適用分)

現行	改正後(案)
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>6月に支給する場合には</u>100分の230、<u>12月に支給する場合には</u>100分の235を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>_____</p> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

### 3 夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

#### (1) 条例改正の趣旨

令和7年人事院勧告に基づき改定を行う一般職員に準じ、会計年度任用職員の給料を改定するため必要な改正を行うもの。なお、期末・勤勉手当については、条例第13条及び第13条の2により夕張市職員給与条例の関係規定が準用されるため条文の改正は不要。

#### (2) 改正の内容

##### ア 月例給

職員給料の改定を行う。

##### イ 新旧対照表

次ページのとおり

以上

別表 新旧対照表

現行			改正後(案)		
別表1 会計年度任用職員給料表(第4条関係)			別表1 会計年度任用職員給料表(第4条関係)		
職務の級 号俸	1級	2級	職務の級 号俸	1級	2級
1	174,400	218,500	1	186,100	229,900
2	175,400	220,000	2	187,100	231,200
3	176,600	221,400	3	188,200	232,500
4	177,600	222,800	4	189,300	233,800
5	178,600	224,200	5	190,300	235,200
6	180,300	225,700	6	191,900	236,500
7	181,800	227,100	7	193,500	237,800
8	183,300	228,500	8	195,000	239,200
9	184,800	229,900	9	196,400	240,500
10	186,400	231,300	10	198,000	241,600
11	188,000	232,600	11	199,500	242,900
12	189,500	233,900	12	201,100	244,100
13	191,000	235,100	13	202,500	245,200
14	192,600	236,200	14	204,100	246,400
15	194,200	237,400	15	205,700	247,500
16	195,800	238,500	16	207,300	248,700
17	197,100	239,500	17	208,500	249,700
18	198,600	240,600	18	210,000	250,800
19	200,100	241,600	19	211,500	251,800
20	201,500	242,700	20	212,900	252,800
21	203,000	243,600	21	214,400	253,700
22	204,500	244,600	22	215,900	254,600
23	206,000	245,500	23	217,400	255,600
24	207,500	246,500	24	218,900	256,500
25	209,000	247,400	25	220,400	257,500
26	210,700	248,300	26	222,100	258,400
27	211,900	249,100	27	223,300	259,100
28	213,100	250,000	28	224,500	260,000
29	214,400	250,800	29	225,800	260,700
30	215,400	251,500	30	226,800	261,500
31	216,500	252,300	31	227,900	262,200
32	217,500	253,000	32	228,900	262,900
33	218,500	253,700	33	229,900	263,600
34		254,500	34		264,300
35		255,200	35		265,100
36		255,900	36		265,700
37		256,500	37		266,300
38		257,300	38		267,100
39		258,100	39		267,800
40		258,700	40		268,400
41		259,400	41		269,100
42		260,200	42		269,800

43		<u>260,900</u>	43		<u>270,400</u>
44		<u>261,600</u>	44		<u>271,100</u>
45		<u>262,200</u>	45		<u>271,700</u>
46		<u>262,900</u>	46		<u>272,300</u>
47		<u>263,600</u>	47		<u>273,000</u>
48		<u>264,200</u>	48		<u>273,600</u>
49		<u>264,900</u>	49		<u>274,200</u>
50		<u>265,600</u>	50		<u>274,800</u>
51		<u>266,200</u>	51		<u>275,500</u>
52		<u>266,900</u>	52		<u>276,100</u>
53		<u>267,500</u>	53		<u>276,600</u>
54		<u>268,100</u>	54		<u>277,200</u>
55		<u>268,700</u>	55		<u>277,700</u>
56		<u>269,400</u>	56		<u>278,400</u>

## 行政常任委員会報告事項

令和 7 年 11 月 27 日

財政課

1 財政再生計画の変更について

【資料 1】

2 令和 7 年度補正予算について（補正予算調書）

【資料 2】

## 夕張市財政再生計画変更予定事項（令和7年度第4次（12月）変更）

### 【基本的な考え方】

- 今回の財政再生計画の変更は、令和7年度第3次（9月）変更以降に生じた新たな課題に対応するものである。
- 計画変更後の歳入・歳出増減額は、276,422千円となる。
- 変更に伴い必要となる財源については、国道支出金などの特定財源を活用するほか、一般財源は、繰越金で対応するため、再生計画期間の変更はない。

### 1. 歳出関係 <歳出総額 276,422千円>

(単位：千円)

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
1	人事給与システム改修	税制改正における基礎控除及び給与所得控除の見直しや特定親族特別控除の創設等があり、令和7年の年末調整に向けシステムを改修する必要があることから、所要額を計上するもの。	372	<b>○物件費 372千円</b> <b>【積算】</b> 人事給与システム改修 ・ (一式) 338,000円×1.1=371,800円	○全額一般財源
2	令和7年人事院勧告に伴う人件費の増額	人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当支給月数の改定に準じ市職員給与条例等を改正することに伴い、給料等人件費を増額するもの。	28,230	<b>○人件費 28,230千円</b> <b>【内訳】</b> 職員人件費 ・給料 16,212千円 ・職員手当 10,283千円 ・共済費 1,735千円	○全額一般財源
3	令和7年人事院勧告に伴う人件費の増額（会計年度任用職員）	人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当支給月数の改定に準じ会計年度任用職員給与条例を改正することに伴い、給料等人件費を増額するもの。	6,953	<b>○人件費 6,953千円</b> <b>【内訳】</b> 会計年度任用職員人件費 ・給料等 4,577千円 ・職員手当 2,027千円 ・共済費 317千円 ・費用弁償 32千円	○全額一般財源
4	令和7年度退職手当	本年12月末に自己都合退職する特別職に対し支給する退職手当について、所要額を計上するもの。	2,819	<b>○人件費 2,819千円</b> <b>【積算】</b> 令和7年度退職手当 (1名分) 2,818,200円	○全額一般財源
5	幸福の黄色いハンカチ基金積立	「夕張まちづくり寄附条例」に基づき指定寄附があったもののうち、特定の団体を指定した寄附について当該基金へ積み立てる必要があるため、所要額を計上するもの。	94	<b>○積立金 94千円</b> <b>【内訳】</b> 令和7年4月以降に受領した特定団体寄附 93,200円 (1件)	○全額特定財源 (その他（寄付金）)

(単位:千円)

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
6	幸福の黄色いハンカチ基金助成金	「夕張まちづくり寄附条例」に基づき指定寄附があったもののうち、特定の団体を指定した寄附を当該団体へ助成するため、所要額を計上するもの。	1,396	○補助費等 1,396千円 【積算】 特定団体寄附の当該団体への助成 ・全14団体分(合計) 1,395,723円	○全額特定財源 (繰入金(幸福の黄色いハンカチ基金 繰入金))
7	療養介護医療給付費	年度途中において、高額な医療を要する新規の対象者が1名増となり、当初予算の見込みを上回る給付実績であることから、不足分を増額するもの。	1,190	○扶助費 1,190千円 【積算】 療養介護医療給付費 ・予算現額 4,726千円 (A) ・支出見込額 5,916千円 (B) (B) - (A) = 1,190千円	○国庫支出金594千円 ○道支出金297千円 ○一般財源299千円
8	子ども・子育て支援新制度対応システム改修	特定教育・保育等に要する費用の公定価格の改定のほか新規項目が追加される等、当初予算で見込んだ以上の変更項目があったことから、これらに対応するため不足する所要の経費について計上するもの。	165	○物件費 165千円 【積算】 子ども・子育て支援新制度対応システム改修 ・改修費合計 444,400円 (A) 公定価格マスタ改定 165,000円 システム運用支援 279,400円 ・当初予算額 280,000円 (B) (A) - (B) = 164,400円	○全額一般財源
9	生活保護システム改修	被保護者調査の調査項目変更のほか、法改正に伴う介護療養型医療施設の削除やデータ集計方法の変更があったことから、これらに対応するためシステム改修に必要な所要の経費を計上するもの。	704	○物件費 704千円 【積算】 生活保護システム改修 ・(一式) 640,000円 × 1.1 = 704,000円	○国庫支出金352千円 ○一般財源352千円
10	中学校校舎維持補修	中学校校舎に係る設備配管等の突発的修繕を要する案件が重なっており、修繕料の予算に不足を生じることから、今後の緊急的な対応を見込み増額するもの。	251	○維持補修費 251千円 【積算】 中学校校舎維持補修(修繕料) ・12月以降の執行見込額 250,800円 ※過去5年の12月以降の修繕料平均額を算出	○全額一般財源
11	財政調整基金積立	令和6年度決算により生じた剩余金の一部について、市財政調整基金条例に基づき積立てを行うもの。	48,844	○積立金 48,844千円 【積算】 財政調整基金積立 ・令和6年度繰越金97,486,451円 (1) 上記の1/2を財政調整基金に積立48,744千円 (A) (2) 本計画変更における一般財源所要額48,641千円 (B) (3) (A) 積立後の残り48,741千円を (B) に充当した 残額 48,741千円 - 48,641千円 = 100千円 (C) (A) + (C) = 48,844千円	○全額一般財源

(単位：千円)

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
12	財政再生計画調整基金積立	人件費の増額を見込み、その備えとして当初予算に計上した当該予算について、令和7年人事院勧告に伴う職員給料等人件費の増額に併せ減額するもの。	△ 32,207	○積立金 △32,207千円 【積算】 財政再生計画調整基金積立 ・令和7年度当初予算額 32,207千円	○全額一般財源
13	各種基金利子積立金	各種基金について、昨今の利率の引き上げに伴い、当初予算の見込みを上回る利息がついていることから、利子積立金の不足分を増額するもの。	7,133	○繰出金、積立金 7,133千円 【積算】 各種基金利子積立金 ・予算現額 7,590千円 (A) ・支出見込額 14,723千円 (B) (B) - (A) = 7,133千円	○全額特定財源 (その他（財産収入）)
14	介護保険事業会計繰出金	人事院勧告による国家公務員の給料表等の改定に準じた市職員給与条例等の改正及び10月から任用している会計年度任用職員に係る人件費の増額のほか、システム改修に係る一般会計からの繰出金を増額するもの。	2,926	○繰出金 2,926千円 【内訳】 介護保険事業会計繰出金 ・職員人件費増額分 1,334千円 ・会計年度任用職員人件費増額分 1,447千円 ・システム改修委託料分 145千円	○全額一般財源
15	後期高齢者医療事業会計繰出金	人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当支給月数の改定に準じた市職員給与条例の改正に伴い、給料等人件費を増額するため、一般会計からの繰出金を増額するもの。	189	○繰出金 189千円 【内訳】 後期高齢者医療事業会計繰出金 ・職員人件費増額分 189千円	○全額一般財源
16	新庁舎整備用地取得	新庁舎整備に向けて、庁舎建設基本計画において建設最適地と位置付けた事業用地を取得するため、取得費等の所要の経費を計上するもの。	171,306	○普通建設事業費 171,306千円 【内訳】 土地取得費 27,854,140円 物件等補償費 143,451,000円	○地方債171,300 ○一般財源6
17	都市計画駐車場用地取得	市庁舎の移転に伴い、本町駐車場に代わる新たな都市計画駐車場を南清水沢地区において整備するため、用地取得費等の所要の経費を計上するもの。	25,146	○普通建設事業費 25,146千円 【内訳】 土地取得費 20,995,500円 物件等補償費 4,150,000円	○全額一般財源
18	都市公園用地取得	子育て世代を中心に要望が高まっていることを受け、公園づくり基本構想や新庁舎建設基本計画に基づき公園整備を行うため、事業用地取得費等の所要の経費を計上するもの。	11,407	○普通建設事業費 11,407千円 【内訳】 土地取得費 11,406,080円	○全額一般財源

(単位:千円)

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
19	市営住宅等長寿命化計画策定	総合計画を策定する過程の中で、今後、住宅政策をはじめ施策の枠組みに変更が生じる可能性もあることから、今年度の本業務の実施を見送り、計上済みの当該予算を減額するもの。	△ 4,955	<b>○物件費 △4,955千円</b> <b>【積算】</b> 市営住宅長寿命化計画策定業務の実施見送りに伴う減額 ・計画策定業務委託料 △4,955,000円	<input type="radio"/> 国庫支出金△ 2,229千円 <input type="radio"/> 一般財源△ 2,726千円
20	後期高齢者医療給付費負担金	令和6年度の市町村から広域連合への医療給付費に係る負担金について、精算の結果、納付済み概算額に不足が生じたことから、所要額を計上するもの。	3,706	<b>○繰出金 3,706千円</b> <b>【積算】</b> 令和6年度後期高齢者医療給付費負担金の精算 ・概算納付済額 154,335,000円 (A) ・確定額 158,040,678円 (B) (A) - (B) = 3,705,678円	<input type="radio"/> 全額一般財源
21	国庫支出金過年度 還付 (未熟児養育 医療費等負担金)	未熟児養育医療費等に係る令和6年度国庫負担金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	45	<b>○補助費等 45千円</b> <b>【積算】</b> 未熟児養育医療費等国庫負担金返還額 ・既受入済額 44,800円 (A) ・精算額 0円 (B) (A) - (B) = 44,800円	<input type="radio"/> 全額一般財源
22	国庫支出金過年度 還付 (道路メンテ ナンス補助金)	若水橋解体工事に係る令和6年度国庫補助金について、解体した廃材の一部を売払いにより処理したことから、売払収入額の補助金見合いを返還するため、所要額を計上するもの。	708	<b>○補助費等 708千円</b> <b>【積算】</b> 道路メンテナンス国庫補助金返還額 ・若水橋主桁等売払額 1,100,000円 × 補助率0.6435 = 707,850円	<input type="radio"/> 全額一般財源
合 計			276,422		

2. 歳入関係 <歳入総額 276,422円>

(単位:千円)

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
1	障害者自立支援医療費国庫負担金 (療養介護医療分)	障害者総合支援法に基づく療養介護医療給付費に係る国庫負担金 (1/2)	594	○障害者自立支援医療費国庫負担金 (療養介護医療分) 594千円 【積算】 ・国庫補助金見込額 594千円 事業費1,189,614円 × 補助率1/2	○国庫支出金
2	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	被保護者調査の調査項目変更等、生活保護システム改修費に係る国庫補助金 (1/2)	352	○生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 352千円 【積算】 ・国庫補助金見込額 352千円 事業費704,000円 × 補助率1/2	○国庫支出金
3	社会資本整備総合交付金(公営住宅等ストック総合改善事業)	市営住宅等長寿命化計画策定業務の本年度実施見送りに伴う国庫補助金の減額。	△ 2,229	○社会資本整備総合交付金(公営住宅等ストック総合改善事業) △2,229千円 【積算】 ・国庫補助金見込額 △2,229千円 事業費4,955,000円 × 補助率9/20	○国庫支出金
4	障害者自立支援医療費道費負担金 (療養介護医療分)	障害者総合支援法に基づく療養介護医療給付費に係る道費負担金 (1/4)	297	○障害者自立支援医療費道費負担金 (療養介護医療分) 297千円 【積算】 ・道費補助金見込額 297千円 事業費1,189,614円 × 補助率1/4	○道支出金
5	各種基金積立金利子	利率の引き上げに伴う各種基金積立金に係る利子収入の増額。	7,133	○各種基金積立金利子 7,133千円 【積算】 各種基金積立金に係る利子収入 ・予算現額 7,590千円 (A) ・収入見込額 14,723千円 (B) (B) - (A) = 7,133千円	○その他(財産収入)
6	夕張まちづくり寄附金	「夕張まちづくり寄附条例」に基づく指定寄附のうち、特定の団体を指定した寄附金。	94	○夕張まちづくり寄附金 94千円 【内訳】 令和7年4月以降に受領した特定団体寄附 93,200円 (1件)	○その他(寄付金)
7	幸福の黄色いハンカチ基金繰入金	幸福の黄色いハンカチ基金助成事業へ充当するほか、一部の事業において他の財源と財源振替を行うことによる減額。	1,396	○幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 1,396千円 【内訳】 ・幸福の黄色いハンカチ基金助成金 1,396千円	○繰入金

(単位:千円)

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
8	繰越金	令和6年度決算において余剰金が生じたことから計上するもの。	97,485	○繰越金 97,485千円 【積算】 ・令和6年度決算剰余金 97,486千円 - 1千円※ ※当初予算計上分であるため差し引く	○繰越金
9	公共用地先行取得等事業債	新庁舎整備事業用地の取得等に係る地方債。 (充当率100%)	171,300	○公共用地先行取得等事業債 171,300千円 【積算】 ・新庁舎整備用地取得等 事業費171,305,140円 × 充当率100%	○地方債
	合計		276,422		

## 財政再生計画変更の概要(令和7年12月)

第1 再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第2 計画期間：変更前に同じ

第3 財政再生の基本方針：変更前に同じ

第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：変更前に同じ

第5 歳入歳出年次総合計画

### 1 一般会計等の実質収支

(1)一般会計：令和6年度～令和7年度を次のとおり変更

区分	年 度	令和6年度(第16年度)								計画増減内訳
		現在計画 (A)			変更後計画 (B)			計画増減 (B) - (A)		
歳 入	歳 入 額	一般 財 源	一般財源の前年 度対比増減額	歳 入	一般 財 源	一般財源の前年 度対比増減額	歳 入	一般 財 源	一般財源の前年 度対比増減額	歳 入 ( )内は一般財源
1 地 方 税	825,563	825,563	△ 70,810	915,498	915,498	19,125	89,935	89,935	89,935	
2 地 方 譲 与 税	38,369	38,369	△ 20,686	60,638	60,638	1,583	22,269	22,269	22,269	
3 地 方 交 付 税	5,245,585	5,245,585	△ 40,781	5,342,937	5,342,937	56,571	97,352	97,352	97,352	
4 国 都 道 府 県 支 出 金	1,766,989	185,362	△ 107,236	1,687,230	248,769	△ 43,829	△ 79,759	63,407	63,407	
5 繰 入 金	1,498,350	845,206	666,908	675,587	161,284	△ 17,014	△ 822,763	△ 683,922	△ 683,922	令和6年度実施状況のとおり
6 地 方 債	224,500	9,000	△ 9,930	212,320	8,820	△ 10,110	△ 12,180	△ 180	△ 180	
うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7 そ の 他	1,127,062	316,193	△ 307,476	1,071,637	348,291	△ 275,378	△ 55,425	32,098	32,098	
歳 入 計	10,726,418	7,465,278	109,989	9,965,847	7,086,237	△ 269,052	△ 760,571	△ 379,041	△ 379,041	
歳 出	歳 出 額	一般 財 源	一般財源の前年 度対比増減額	歳 出 額	一般 財 源	一般財源の前年 度対比増減額	歳 出 額	一般 財 源	一般財源の前年 度対比増減額	歳 出 ( )内は一般財源
1 人 件 費	1,418,524	1,244,506	153,109	1,254,723	1,101,474	10,077	△ 163,801	△ 143,032	△ 143,032	
2 物 件 費	1,603,481	817,878	△ 17,241	1,402,702	769,555	△ 65,564	△ 200,779	△ 48,323	△ 48,323	
3 維 持 補 修 費	365,749	284,267	104,442	313,760	223,691	43,866	△ 51,989	△ 60,576	△ 60,576	
4 扶 助 費	1,639,498	577,683	△ 7,790	1,417,485	497,379	△ 88,094	△ 222,013	△ 80,304	△ 80,304	
5 建 設 事 業 費	350,275	24,561	△ 59,643	347,734	55,380	△ 28,824	△ 2,541	30,819	30,819	
(1) 普 通 建 設 事 業 費	350,275	24,561	△ 59,643	347,734	55,380	△ 28,824	△ 2,541	30,819	30,819	令和6年度実施状況のとおり
(2) 災 害 復 旧 事 業 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6 公 債 費	3,595,461	3,377,767	157,729	3,595,466	3,377,962	157,924	5	195	195	
うち再生振替特例債	2,558,450	2,541,285	6,070	2,558,450	2,541,285	6,070	0	0	0	
7 繰 出 金	657,074	548,812	△ 93,388	585,125	482,431	△ 159,769	△ 71,949	△ 66,381	△ 66,381	
8 そ の 他	1,096,356	589,804	△ 92,047	939,500	469,013	△ 212,838	△ 156,856	△ 120,791	△ 120,791	
歳 出 計	10,726,418	7,465,278	145,171	9,856,495	6,976,885	△ 343,222	△ 869,923	△ 488,393	△ 488,393	
歳入歳出差引額 (A)	0	0	△ 35,182	109,352	109,352	74,170	109,352	109,352	109,352	
翌年度へ繰り越すべき財源(B)	0			11,866			11,866			
実 質 収 支 額 (A) - (B) (C)	0			97,486			97,486			
(C)のうち地方自治法第233条の 2の規定による基金繰入額	0			0			0			

年 度 区 分	令和7年度(第17年度)										計画増減内訳
	現在計画 (A)			変更後計画 (B)			計画増減 (B)-(A)				
歳 入 額	一般 財 源	一般財源の前年 度対比増減額	歳 入 額	一般 財 源	一般財源の前年 度対比増減額	歳 入 額	一般 財 源	一般財源の前年 度対比増減額	歳 入 ( )内は一般財源		
1 地 方 税	867,921	867,921	42,358	867,921	867,921	△ 47,577	0	0	△ 89,935		
2 地 方 譲 与 税	52,903	52,903	14,534	52,903	52,903	△ 7,735	0	0	△ 22,269		
3 地 方 交 付 税	5,177,596	5,177,596	△ 67,989	5,177,596	5,177,596	△ 165,341	0	0	△ 97,352		
4 国 都 道 府 県 支 出 金	1,701,229	65,079	△ 120,283	1,700,243	65,079	△ 183,690	△ 986	0	△ 63,407	障害者自立支援医療費国庫負担金(療養介護医療分)【国】 594(0) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金【国】 352(0) 社会資本整備総合交付金(公営住宅等ストック総合改善事業)【国】 ▲2,229(0) 障害者自立支援医療費道費負担金(療養介護医療分)【道】 297(0)	
5 繰 入 金	1,773,470	1,143,878	298,672	1,774,866	1,143,878	982,594	1,396	0	683,922	幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 1,396(0)	
6 地 方 債	254,200	0	△ 9,000	425,500	0	△ 8,820	171,300	0	180	公共用地先行取得等事業債 171,300(0)	
うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
7 そ の 他	813,253	258,941	△ 57,252	917,965	356,426	8,135	104,712	97,485	65,387	各種基金積立金利子 7,133(0) 夕張まちづくり寄付金 94(0) 繰越金 97,485(97,485)	
歳 入 計	10,640,572	7,566,318	101,040	10,916,994	7,663,803	577,566	276,422	97,485	476,526		
歳 出 額	一般 財 源	一般財源の前年 度対比増減額	歳 出 額	一般 財 源	一般財源の前年 度対比増減額	歳 出 額	一般 財 源	一般財源の前年 度対比増減額	歳 出 ( )内は一般財源		
1 人 件 費	1,390,876	1,225,306	△ 19,200	1,428,878	1,263,308	161,834	38,002	38,002	181,034	令和7年人事院勧告に伴う人件費の増額 28,230(28,230) 令和7年人事院勧告に伴う人件費の増額(会計年度任用職員) 6,953(6,953) 令和7年度退職手当 2,819(2,819)	
2 物 件 費	1,879,108	1,053,209	235,331	1,875,394	1,051,372	281,817	△ 3,714	△ 1,837	46,486	人事給与システム改修 372(372) 子ども・子育て支援新制度対応システム改修 165(165) 生活保護システム改修 704(352) 市営住宅等長寿化計画策定 ▲4,955(▲2,726)	
3 維 持 補 修 費	386,374	262,913	△ 21,354	386,625	263,164	39,473	251	251	60,827	中学校校舎維持補修 251(251)	
4 扶 助 費	1,507,510	466,200	△ 111,483	1,508,700	466,499	△ 30,880	1,190	299	80,603	療養介護医療給付費 1,190(299)	
5 建 設 事 業 費	331,331	3,225	△ 21,336	539,190	39,784	△ 15,596	207,859	36,559	5,740		
(1) 普 通 建 設 事 業 費	331,331	3,225	△ 21,336	539,190	39,784	△ 15,596	207,859	36,559	5,740	新庁舎整備用地取得 171,306(6) 都市計画駐車場用地取得 25,146(25,146) 都市公園用地取得 11,407(11,407)	
(2) 災 害 復 旧 事 業 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
6 公 債 費	3,603,364	3,412,767	35,000	3,603,364	3,412,767	34,805	0	0	△ 195		
うち再生振替特例債	2,558,450	2,547,447	6,162	2,558,450	2,547,447	6,162	0	0	0		
7 繰 出 金	668,643	555,721	6,909	675,490	562,542	80,111	6,847	6,821	73,202	各種基金利子積立金 26(0) 介護保険事業会計繰出 2,926(2,926) 後期高齢者医療事業会計繰出 189(189) 後期高齢者医療給付費負担金 3,706(3,706)	
8 そ の 他	873,366	586,977	△ 2,827	899,353	604,367	135,354	25,987	17,390	138,181	【補助費等】 幸福の黄色いハンカチ基金助成金 1,396(0) 国庫支出金過年度還付(未熟児養育医療費等負担金) 45(45) 国庫支出金過年度還付(道路メンテナンス補助金) 708(708) 【積立金】 財政調整基金積立 48,844(48,844) 幸福の黄色いハンカチ基金積立 94(0) 財政再生計画調整基金積立 ▲32,207(▲32,207) 各種基金利子積立金 7,107(0)	
歳 出 計	10,640,572	7,566,318	101,040	10,916,994	7,663,803	686,918	276,422	97,485	585,878		
歳入歳出差引額 (A)	0	0	0	0	0	△ 109,352	0	0	△ 109,352		
翌年度へ繰り越すべき財源(B)	0			0			0				
実質収支額 (A)-(B) (C)	0			0			0				
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0			0			0				

(2)特別会計(特別会計のうち法第2条第1号イロハに掲げる以外のもの) : 変更前に同じ

(3)一般会計等の実質収支：令和6年度のみ変更

(単位:千円)

年 度 区 分	令和6年度 (第16年度)		
	現在計画 (A)	変更後計画 (B)	計画増減 (B) - (A)
歳入歳出差引額 (A)	0	109,352	109,352
翌年度へ繰越すべき財源(B)	0	11,866	11,866
実質収支額 (A) - (B) (C)	0	97,486	97,486
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0	0	0
実質赤字比率 (%)	0.00	0.00	0.00
参考 再生振替特例債を発行しなかつた場合の実質赤字比率	101.10	87.82	△ 13.28

【参考】参考欄算出内訳

再生振替特例債の年度末残高	5,022,378	5,022,378	0
再生振替特例債償還に係る減債基金積立金残高	220,949	668,192	447,243
標準財政規模	4,749,200	4,958,302	209,102

2 連結実質収支：令和6年度のみ変更

(単位:千円)

年 度 区 分	令和6年度 (第16年度)		
	現在計画 (A)	変更後計画 (B)	計画増減 (B) - (A)
(1) 一般会計等の実質収支(A)	0	△ 97,486	△ 97,486
(2) (1)及び(3)以外の特別会計の実質赤字額 (B)	0	0	0
国民健康保険事業会計		0	0
実質赤字額	0	0	0
(3) 公営企業会計の資金不足額(C)	0	△ 377,557	△ 377,557
水道事業会計(法適用企業)		0	0
資金不足額	0	△ 360,313	△ 360,313
下水道事業会計(法非適用企業)		0	0
資金不足額	0	△ 17,244	△ 17,244
(4) (1)及び(3)以外の特別会計の実質黒字額 (D)	0	48,219	48,219
老人保健医療事業会計	0	0	0
介護保険事業会計	0	47,147	47,147
後期高齢者医療事業会計	0	1,072	1,072
(5) 公営企業会計の資金剰余額 (E)	0	0	0
市場事業会計	0	0	0
連結実質赤字額 (A + B + C) - (D + E) (F)	0	△ 523,262	△ 523,262
標準財政規模 (G)	4,749,200	4,958,302	209,102
連結実質赤字比率 F/G (%)	0.00	0.00	0.00

### 3 実質公債費比率：令和6年度のみ変更

(単位:千円)

区分	令和6年度 (第16年度)		
	現在計画 (A)	変更後計画 (B)	計画増減 (B)-(A)
(1) 地方債の元利償還金	3,594,945	3,595,281	336
(2) 準元利償還金	249,099	245,655	△ 3,444
(3) 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	260,045	249,116	△ 10,929
(4) 算入公債費及び算入準公債費の額	730,235	727,848	△ 2,387
(5) 標準財政規模	4,749,200	4,958,302	209,102

(単位: %)

(6) 実質公債費比率(単年度)	70.6	67.7	△ 2.9
(7) 実質公債費比率 (3か年の平均)	69.1	68.1	△ 1.0

### 4 将来負担比率：令和6年度のみ変更

(単位:千円)

区分	令和6年度 (第16年度)		
	現在計画 (A)	変更後計画 (B)	計画増減 (B)-(A)
(1) 一般会計等に係る地方債の現在高	17,409,744	17,405,548	△ 4,196
(2) 債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
(3) 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	749,023	1,352,814	603,791
(4) 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	0	0	0
(5) 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	1,147,381	1,005,835	△ 141,546
(6) 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	0	0	0
(7) 連結実質赤字額	0	0	0
(8) 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	0	0
(9) 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	5,667,200	7,564,004	1,896,804
(10) 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	2,468,193	1,626,550	△ 841,643
(11) 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	3,566,082	6,150,998	2,584,916
(12) 標準財政規模	4,749,200	4,958,302	209,102
(13) 算入公債費及び算入準公債費の額	761,187	727,848	△ 33,339

(単位: %)

(14) 将来負担比率	190.6	104.5	△ 86.1
-------------	-------	-------	--------

第6 再生振替特例債の各年度ごとの償還額：変更前に同じ

第7 各年度ごとの健全化判断比率の見通し：令和6年度のみ変更

(単位：%)

年 度 健全化判断比率	令和6年度 (第16年度)		
	現在計画 (A)	変更後計画 (B)	計画増減 (B)-(A)
実質赤字比率	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00
連結実質赤字比率	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00
実質公債費比率	69.1 (25.0)	68.1 (25.0)	△ 1.0
将来負担比率	190.6 (350.0)	104.5 (350.0)	△ 86.1

第8 その他財政の再生に必要な事項：変更前に同じ

令和7年度 各会計

補 正 予 算 調 書

(公営企業会計を除く)

※ 現時点において、財政再生計画変更に向けて、国及び道と調整を図っているもの。  
調整未了につき、今後、内容に変更を生じる場合があることに留意願います。

《 一 般 会 計 》

債 務 負 担 行 為 補 正

事 項	期 間	限 度 額
○ 企業版ふるさと納税マッチング支援業務	令和8年度	企業版ふるさと納税による寄附額の10%

《 一般 会 計 》

地 方 債 補 正

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前	補正後			
○ 市庁舎整備用地取得	0	171,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	償還の方法は、起債許可要件に基づき各債権者と 協定するものとし、財政等の都合により償還年限の変 更、繰上償還、低利債に借り換えできる。
地方債限度額の総額	254,200	425,500			

## 《 一般会計 》

〈 款別総括 〉

(単位:千円)

番号	款　　名	金　額	財　源　内　訳				摘要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
1	議　会　費	630	0	0	0	630	
2	総　務　費	209,414	0	171,300	8,623	29,491	
3	民　生　費	12,522	1,243	0	0	11,279	
4	衛　生　費	2,719	0	0	0	2,719	
5	農　林　業　費	1,019	0	0	0	1,019	
6	商　工　費	848	0	0	0	848	
7	土　木　費	35,972	△ 2,229	0	0	38,201	
8	消　防　費	7,714	0	0	0	7,714	
9	教　育　費	4,831	0	0	0	4,831	
10	諸　支　出　金	753	0	0	0	753	
合　　計		276,422	△ 986	171,300	8,623	97,485	一般財源：繰越金

■ 予算総額 10,640,572 276,422 10,916,994  
 <補正前> <補正額> <補正後>

《 一般会計 》

〈事項別明細の補正〉

(単位:千円)

番号	【 款 】 ○ 事 業 名	金 額	財 源 内 訳				摘要	要
			国道支出金	地方債	その他の	一般財源		
	【 議 会 費 】	630	0	0	0	630		
1	○ 人件費(議会費)	630				630	給料359、職員手当等229、共済費42	
	【 総 務 費 】	209,414	0	171,300	8,623	29,491		
2	○ 総合行政システム管理	372				372	委託料372	
3	○ 人件費(一般管理費)	8,895				8,895	報酬347、給料2,970、職員手当等5,264、共済費311、旅費3	
4	○ 市庁舎整備事業	171,306		171,300		6	公有財産購入費27,855、補償補填及び賠償金143,451 【財源】公共用地先行取得等事業債171,300	
5	○ 財政調整基金積立	48,844				48,844	積立金48,844	
6	○ 幸福の黄色いハンカチ基金積立	94			94	0	積立金94 【財源】夕張まちづくり寄附金94	
7	○ 財政再生計画調整基金積立	△ 32,207				△ 32,207	積立金△32,207	
8	○ 各種基金積立	7,133			7,133	0	積立金7,133 【財源】各種積立金利子7,133	
9	○ 幸福の黄色いハンカチ基金助成	1,396			1,396	0	負担金補助及び交付金1,396 【財源】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金1,396	
10	○ 人件費(企画費)	138				138	報酬91、職員手当等41、共済費3、旅費3	
11	○ 人件費(情報化促進費)	640				640	給料368、職員手当等230、共済費42	
12	○ 人件費(税務総務費)	1,730				1,730	給料1,019、職員手当等605、共済費106	
13	○ 人件費(賦課徴収費)	232				232	給料141、職員手当等78、共済費13	
14	○ 人件費(戸籍住民基本台帳費)	410				410	給料241、職員手当等143、共済費26	

## 〈事項別明細の補正〉

(単位:千円)

番号	【 款 】 ○ 事 業 名	金 額	財 源 内 訳				摘要	要
			国道支出金	地方債	その他の	一般財源		
15	○ 人件費(選挙管理委員会費)	220				220	給料122、職員手当等84、共済費14	
16	○ 人件費(統計調査総務費)	211				211	給料126、職員手当等72、共済費13	
【 民 生 費 】		12,522	1,243	0	0	11,279		
17	○ 介護保険事業会計繰出	2,926				2,926	繰出金2,926	
18	○ 後期高齢者医療事業会計繰出	189				189	繰出金189	
19	○ 後期高齢者医療広域連合負担	3,706				3,706	負担金補助及び交付金3,706	
20	○ 人件費(社会福祉総務費)	1,294				1,294	給料758、職員手当等455、共済費81	
21	○ 障害者自立支援事業	1,190	891			299	扶助費1,190 【財源】障害者自立支援医療費負担金(国)594、障害者自立支援医療費負担金(道)297	
22	○ 人件費(市民活動費)	227				227	給料126、職員手当等88、共済費13	
23	○ 人件費(国民年金費)	222				222	給料139、職員手当等69、共済費14	
24	○ 人件費(拠点複合施設費)	225				225	給料137、職員手当等74、共済費14	
25	○ 児童福祉一般業務	165				165	委託料165	
26	○ 人件費(児童福祉総務費)	420				420	給料243、職員手当等150、共済費27	
27	○ 人件費(母子福祉費)	401				401	報酬110、給料137、職員手当等128、共済費23、旅費3	
28	○ 人件費(生活保護総務費)	853				853	給料503、職員手当等297、共済費53	
29	○ 生活扶助	704	352			352	委託料704 【財源】生活困窮者就労準備支援事業費等補助金352	
【 衛 生 費 】		2,719	0	0	0	2,719		

## 〈事項別明細の補正〉

(単位：千円)

番号	【 款 】 ○ 事 業 名	金 額	財 源 内 訳				摘要	要
			国道支出金	地方債	その他の	一般財源		
30	○ 人件費(保健衛生総務費)	1,459				1,459	給料858、職員手当等509、共済費92	
31	○ 高齢者保健介護予防一体的実施	136				136	報酬88、職員手当等35、共済費8、旅費5	
32	○ 人件費(予防費)	157				157	報酬97、職員手当等48、共済費9、旅費3	
33	○ 出産・子育て応援事業	227				227	給料141、職員手当等73、共済費13	
34	○ 人件費(清掃総務費)	740				740	報酬209、給料245、職員手当等248、共済費36、旅費2	
【 農 林 業 費 】		1,019	0	0	0	1,019		
35	○ 人件費(農業総務費)	646				646	報酬110、給料273、職員手当等222、共済費36、旅費5	
36	○ 人件費(農業振興費)	147				147	報酬98、職員手当等46、共済費3	
37	○ 人件費(林業総務費)	226				226	給料124、職員手当等88、共済費14	
【 商 工 費 】		848	0	0	0	848		
38	○ 人件費(商工総務費)	848				848	給料491、職員手当等301、共済費56	
【 土 木 費 】		35,972	△ 2,229	0	0	38,201		
39	○ 人件費(土木総務費)	855				855	給料516、職員手当等284、共済費55	
40	○ 人件費(道路橋りょう総務費)	450				450	給料253、職員手当等167、共済費30	
41	○ 人件費(道路橋りょう維持費)	734				734	給料432、職員手当等256、共済費46	
42	○ 人件費(除雪費)	562				562	給料562	
43	○ 都市計画施設整備事業	25,146				25,146	公有財産購入費20,996、補償補填及び賠償金4,150	

## 〈事項別明細の補正〉

(単位:千円)

番号	【 款 】 ○ 事 業 名	金 額	財 源 内 訳				摘要	要
			国道支出金	地方債	その他の	一般財源		
44	○ 人件費(都市計画総務費)	419				419	給料247、職員手当等146、共済費26	
45	○ 都市公園再編事業	11,407				11,407	公有財産購入費11,407	
46	○ 人件費(公営住宅)	1,354				1,354	報酬110、給料676、職員手当等485、共済費83	
47	○ 市営住宅再編事業	△ 4,955	△ 2,229			△ 2,726	委託料△4,955 【財源】社会資本整備総合交付金△2,229	
	【 消 防 費 】	7,714	0	0	0	7,714		
48	○ 人件費(消防署費)	7,714				7,714	報酬49、給料4,503、職員手当等2,666、共済費496	
	【 教 育 費 】	4,831	0	0	0	4,831		
49	○ 人件費(事務局費)	1,440				1,440	給料814、職員手当等530、共済費96	
50	○ 人件費(指導研究費)	1,000				1,000	報酬355、給料256、職員手当等329、共済費52、旅費8	
51	○ 人件費(小学校・学校管理費)	429				429	給料274、職員手当等147、共済費8	
52	○ 人件費(中学校・学校管理費)	443				443	給料274、職員手当等147、共済費22	
53	○ 中学校校舎維持補修	251				251	需用費251	
54	○ 人件費(中学校・学校給食費)	109				109	報酬70、職員手当等33、共済費6	
55	○ 人件費(社会教育総務費)	952				952	報酬224、給料378、職員手当等293、共済費57	
56	○ 人件費(保健体育総務費)	207				207	給料125、職員手当等69、共済費13	
	【 諸 支 出 金 】	753	0	0	0	753		
57	○ 国庫支出金過年度還付(養育医療費 国庫負担金)	45				45	償還金利子及び割引料45	

## 〈事項別明細の補正〉

(単位:千円)

番号	【 款 】 ○ 事 業 名	金 額	財 源 内 訳				摘要	要	
			国道支出金	地方債	その他の	一般財源			
58	○ 国庫支出金過年度還付（道路メンテナンス補助金）	708				708	償還金利子及び割引料708		
合 計		276,422	△ 986	171,300	8,623	97,485	一般財源:繰越金		

《 国民健康保険事業会計 》

債務負担行為補正

事項	期間	限度額
○ 子ども・子育て支援金制度システム改修	令和8年度	2,860 千円

《 国民健康保険事業会計 》

〈事項別明細の補正〉

番号	【 款 】 ○ 経 費 名	金 額	財 源 内 訳				摘要
			国道支出金	地方債	その他の	一般財源	
	【 総務費】	5,060	5,060	0	0	0	
1	○ 国保一般事務経費	5,060	5,060			0	委託料5,060 【財源】子ども・子育て支援事業費補助金5,060
	【 保健事業費】	204	204	0	266	0	
2	○ 特定健康診査受診率向上対策事業 (人件費)	204	204			0	給料119、職員手当等70、共済費15 【財源】保険給付費等交付金204
	【 基金積立金】	266	0	0	266	0	
3	○ 国民健康保険準備基金積立	266			266	0	積立金266 【財源】準備基金利子266
	【 諸支出金】	1,188	0	0	0	1,188	
4	○ 過年度過誤納還付	1,188				1,188	償還金利子及び割引料1,188
合 計		6,718	5,264	0	266	1,188	一般財源：国民健康保険準備基金繰入金

〈補正前〉 〈補正額〉 〈補正後〉

■ 予算総額

1,107,175

6,718

1,113,893

## 《 介護保険事業会計 》

〈事項別明細の補正〉

番号	【 款 】 ○ 経 費 名	金 額	財 源 内 訳				摘要
			国道支出金	地方債	その他の	一般財源	
	【 総 務 費 】	2,525	0	0	0	2,525	
1	○ 介護保険一般業務	288	143			145	委託料288 【財源】介護保険システム改修事業費補助金143
2	○ 人件費（一般管理費）	2,525				2,525	報酬223、給料1,394、職員手当等780、共済費120、旅費8
	【 保 険 給 付 費 】	7,700	7,700	0	0	0	
3	○ 介護福祉施設整備費補助	7,700	7,700			0	負担金補助及び交付金7,700 【財源】地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金7,700
	【 地 域 支 援 事 業 費 】	602	346	0	0	256	
4	○ 人件費（総合相談事業）	602	346			256	給料357、職員手当等205、共済費40 【財源】地域支援介護予防事業交付金（その他事業）（国）231、地域支援介護予防事業交付金（その他事業）（道）115
	【 基 金 積 立 金 】	362	0	0	0	362	
5	○ 介護給付費準備基金積立	362				362	積立金362
合 計		11,477	8,189	0	0	3,288	一般財源：一般会計繰入金、介護給付費準備基金積立金利子

〈補正前〉 〈補正額〉 〈補正後〉

■ 予 算 総 額

1,724,290 11,477 1,735,767

《 後期高齢者医療事業会計 》

債務負担行為補正

事項	期間	限度額
○ 子ども・子育て支援金制度システム改修	令和8年度	9,085 千円

《 後期高齢者医療事業会計 》

〈事項別明細の補正〉

番号	【 款 】 ○ 経 費 名	金 額	財 源 内 訳				摘要	要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源		
	【 総 務 費 】	3,224	3,035	0	0	189		
1	○ 後期高齢者医療一般事務経費	3,035	3,035			0	委託料3,035 【財源】子ども・子育て支援事業費補助金3,035	
2	○ 人件費	189				189	給料108、職員手当等68、共済費13	
合計		3,224	3,035	0	0	189	一般財源：一般会計繰入金	

〈補正前〉 〈補正額〉 〈補正後〉

■ 予 算 総 額

216,153 3,224 219,377

令和7年度 水道事業会計

補 正 予 算 調 書

(単位:千円)

項 目	金 額	備 考
○ 収 益 的 支 出		
1 水 道 事 業 費	674	
1 営 業 費 用	674	
1 原 水 及 び 淨 水 費	252	給料 136 手当 75 法定福利費 14 手当引当金繰入額 22 法定福利費引当金繰入額 5
3 総 係 費	422	給料 132 手当 132 報酬 111 法定福利費 22 手当引当金繰入額 21 法定福利費引当金繰入額 4
○ 収 益 的 収 入 及 び 支 出 補 正 後 の 収 支 差 引		収入 支出 0 - 674 = △674

# 行政常任委員会報告事項

令和7年11月27日  
選挙管理委員会

## 1 夕張市議会議員及び夕張市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

### (1) 条例改正の趣旨

最近における物価変動等に鑑み、国政選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ポスターの作成等の公當に要する経費に係る限度額を引き上げることを目的とした公職選挙法施行令の改正に伴い、本市が実施する選挙における公費負担の基準額を改めるもの。

### (2) 改正の内容

選挙運動用ポスター1枚あたりの作成を単価を次のように改定する。

現行 541円31銭 ⇒ 改正後 586円88銭

※条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

### (3) 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に132,890円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該選挙運動用ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に132,890円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該選挙運動用ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

以上